

# 社会福祉養成教育における多文化共生アプローチの 概念と理解に向けた教育の重要性

寶 田 玲 子\*

Understanding the concept of multiculturalism and the importance  
of multicultural approach in Social Work professional education

Reiko Hoda

**要旨：**本研究では、日本の社会福祉教育における多文化共生アプローチの概念と多文化共生アプローチの理解に向けた教育の重要性を強調した。近年、日本社会はグローバル化し、日本に滞在する外国人の数も増えてきている。それに伴い、日本での定住が長くなれば長くなるほど彼らが直面する生活課題も増加し、より専門家の援助を必要としている。しかしながら、日本の社会福祉の専門教育において、多文化共生アプローチに向けた教育がまだ不十分であることが指摘されている。多文化共生アプローチの概念を理解し、社会福祉の専門教育において多文化共生アプローチの理解に向けた教育を推進していくことは、日本に滞在する外国人の多様なニーズを把握し、問題解決に向けた知識と技術の向上が図れると期待されている。

**Abstract :** This article emphasizes the importance of understanding the concept of multiculturalism and the multicultural approach in Social Work professional education in Japan. Nowadays, Japan has become more globalized and the number of people from different countries is increasing to migrate to Japan. The longer they stay in Japan, the more their social problems raise and need more professional help. However, professional training with regards to understand multicultural approach in Social Work field has not well developed in Japan. Consequently, understanding the concept of multiculturalism and improving the curriculum of multicultural approach in Social Work education give us the better knowledge and skills of meeting the foreign residents' needs and solving their social problems.

**Key words :** 多文化共生アプローチ multicultural approach 多様性 diversity 社会福祉養成教育 social work professional education 定住外国人 foreign resident

## はじめに

日本の社会保障制度や福祉政策は、日本国民を援助の対象とすることを前提として長年行われてきた。しかし、日本に滞在する外国人は

年々増加し、異なった民族や文化的背景をもつ人びとが、地域の中で生活しているという現状がある。また、日本に暮らす外国籍住民の長期による日本への滞在や定住化などに伴って新たな生活課題が発生し、福祉的なサービスを必要

---

\*関西福祉科学大学社会福祉学部 講師

とする外国籍の住民が増えてきている。その一方で、福祉政策や制度については、まだまだ外国籍住民に対する十分なサービスを提供できない状況であり、またサービスに従事する専門職の間でも、外国籍住民の文化的背景や価値観について十分に理解されていないことが多い。したがって、福祉の分野においても多文化共生アプローチに対する理解を深め、日本国民以外の外国の人びとを対象とする福祉支援の重要性を認識していく必要がある。

本研究では、まず日本における多様な背景をもつ外国籍住民の流入の現状、ならびに外国籍住民を取り巻く環境や直面する生活課題について述べ、次に、多文化共生アプローチの概念が福祉の実践者を育成する養成課程においてどのような位置づけがなされているのか、そのカリキュラムの現状を分析し、福祉の分野における多文化共生アプローチの教育の重要性について考察を深めていくこととする。

### 1. 日本に滞在する外国人の現状

日本への入国者の推移をみると、2006 年(平成 18 年)における外国人の正規入国者は 810 万 7,963 人で、前年に比べ 65 万 7,860 人(8.8%)増加し、過去最高の伸びとなっている。そのうち再入国者を除いた新規入国者数は、673 万 3,585 人で、61 万 2,876 人増加し、前年に対しての増減率も 10% の増加となっている。さらに 10 年前の 1996 年(平成 8 年)の入国者数と比較すると、この 10 年間でおよそ 2 倍の伸びとなっている。

この増加の背景には、日本政府による外国人観光客の招致キャンペーンや、韓国及び台湾からの外国人観光客のビザ免除の措置、中国人のビザ発給の条件の緩和などがあり、特にアジアの国々からの観光客を中心とした外国人の入国者数が増加している。国籍別でみると、韓国がトップで 237 万 163 人、次いで中国(台湾)が 135 万 2,453 人、3 位が中国で 98 万 424 人、これら上位の韓国と中国(香港)の 31 万 8,517

人を含めた中国全土で、入国者数全体の約 62% を占めている。

さらに日本における外国人登録者数をみていくと、2006 年(平成 18 年)末における登録者数は 208 万 4,919 人で、ついに 2005 年(平成 17 年)末に 200 万人を突破して以来引き続き過去最高を記録している。また 10 年前の 1996 年(平成 8 年)末と比較すると、66 万 9,783 人増え、47.3% の増加となっている。そしてわが国の総人口約 1.2 億に占める外国人登録者の割合は、2006 年(平成 18 年)では 1.63% で前年の 1.57% を上回っている。

外国人登録者数の国籍(出身地)別でみると、出身地は約 188 カ国にも及んでいる。中でも特徴的なのは、1997 年(平成 9 年)の外国人登録者数全体の 43.5% にあたる 64 万 5,373 人が韓国・朝鮮であったのに対し、2006 年(平成 18 年)には 59 万 8,219 人と 28.7% にまで減少している。一方、中国は、1997 年(平成 9 年)の登録者数が 25 万 2,164 人(構成比 17.0%)だったのが、2006 年(平成 18 年)には 51 万 9,561 人(構成比 25.8%)と約 2 倍の登録者数となっている。さらに、ブラジル(2006 年構成比 15.0%)、フィリピン(9.3%)、ペルー(2.9%)など『ニューカマー』と言われる新しい定住外国人が毎年増加の一途をたどっている(表 1)。

外国人登録者を在留資格別に比較すると、2006 年(平成 18 年)の永住者(一般永住者と特別永住者を含む)が 83 万 7,521 人で全外国人登録の 40.2% を占めている。中でも、過去 5 年間で『オールドカマー』と呼ばれる「特別永住者(特別永住者とは旧植民地出身者とその子孫のことを指す)」が約 5 万人減少しているのに対して、「一般永住者(永住権を獲得したもの)」が約 17 万人増加してきている。また、「日本人の配偶者等」で在留していた外国人は、「定住者」で在留していた外国人を上回っていたが、2003 年(平成 15 年)には逆転し、「定住者」による在留外国人の方が多くなっ

表1 国籍（出身地）別外国人登録者数の推移（各年末現在）

国籍 (出身地)	平成9年 -1997	平成10年 -1998	平成11年 -1999	平成12年 -2000	平成13年 -2001	平成14年 -2002	平成15年 -2003	平成16年 -2004	平成17年 -2005	平成18年 -2006
総 数	1,482,707	1,512,116	1,556,113	1,686,444	1,778,462	1,851,758	1,915,030	1,973,747	2,011,555	2,084,919
韓国・朝鮮	645,373	638,828	636,548	635,269	632,405	625,422	613,791	607,419	598,687	598,219
構成比(%)	43.5	42.2	40.9	37.7	35.6	33.8	32.1	30.8	29.8	28.7
中 国	252,164	272,230	294,201	335,575	381,225	424,282	462,396	487,570	519,561	560,741
構成比(%)	17	18	18.9	19.9	21.4	22.9	24.1	24.7	25.8	26.9
ブラジル	233,254	222,217	224,299	254,394	265,962	268,332	274,700	286,557	302,080	312,979
構成比(%)	15.7	14.7	14.4	15.1	15	14.5	14.3	14.5	15	15
フィリピン	93,265	105,308	115,685	144,871	156,667	169,359	185,237	199,394	187,261	193,488
構成比(%)	6.3	7	7.4	8.6	8.8	9.1	9.7	10.1	9.3	9.3
ペ ル ー	40,394	41,317	42,773	46,171	50,052	51,772	53,649	55,750	57,728	58,721
構成比(%)	2.7	2.7	2.7	2.7	2.8	2.8	2.8	2.8	2.9	2.9
米 国	43,690	42,774	42,802	44,856	46,244	47,970	47,836	48,844	49,390	51,321
構成比(%)	3	2.8	2.8	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5	2.5	2.5
そ の 他	174,567	189,442	199,805	225,308	245,907	264,621	277,421	288,213	296,848	309,450
構成比(%)	11.8	12.6	12.9	13.4	13.8	14.3	14.5	14.6	14.8	14.8

出所：法務省入国管理局『平成18年末現在における外国人登録者統計について』2006年

ている。構成比においては、いずれも約13%を占めている。2005年（平成17年）と比較して増減があった項目は、「研修」と「就学」がそれぞれ30%を超える増加となり、一方で「興行」が42%の減少となった（表2）。

2006年（平成18年）の「定住者」の主な国籍別（出身地）在留資格（入国目的）別外国人新規入国者数は、ブラジルが18,339人と最も多く、次いで中国の3,433人、フィリピンの3,397人となっている。ブラジルは新規入国者数の「定住者」全体の約65%を占めている。これは、1990年の出入国管理法改正案が成立したことにより、日系ブラジル人等の定住ビザの発給や研修制度の拡大が行われ、多くの日系人が南米からやってきたことが背景として考えられる。

同じく新規入国者数の「日本人の配偶者等」

の国籍別（出身地）では、フィリピンが最も多く、8,240人となっている。次いでブラジルの6,744人、中国の5,386人と続く。これら3カ国を合わせると、「日本人の配偶者等」の全体の約8割を占めることになる。「日本人の配偶者等」による在留資格は、1980年代にフィリピン人等を中心としたエンターテイナーと呼ばれる女性移住労働者が「興行」の在留資格で滞在し、日本人と結婚したケースが考えられる。また中国については、農村地域や過疎地域における『外国人花嫁』として日本に生活の基盤を持つことになった人びとと考えられる。

このように就労や国際結婚、また外国籍同士の住民による結婚等により、生活の基盤を日本に移し、滞在期間が長期化する外国人が増えていく。また、定住外国人の子どもたちも日本で生まれ育って、母国と日本という二つの文化の

表 2 在留資格別外国人登録者数の推移 (各年末現在)

在留資格	平成14年 -2002	平成15年 -2003	平成16年 -2004	平成17年 -2005	平成18年 -2006	平成18年	
						構成比 (%)	対前年末 増減率(%)
総 数	1,851,758	1,915,030	1,973,747	2,011,555	2,084,919	100.0	3.6
永 住 者	713,775	742,963	778,583	801,713	837,521	40.2	4.5
うち一般永住者	223,875	267,011	312,964	349,804	394,477	18.9	12.8
特別永住者	489,900	475,952	465,619	451,909	443,044	21.2	-2.0
非永住者	1,137,983	1,172,067	1,195,164	1,209,842	1,247,398	59.8	3.1
うち定住者	243,451	245,147	250,734	265,639	268,836	12.9	1.2
日本人の配偶者等	271,719	262,778	257,292	259,656	260,955	12.5	0.5
留学	110,415	125,597	129,873	129,568	131,789	6.3	1.7
家族滞在	83,075	81,535	81,919	86,055	91,344	4.4	6.1
人文知識・国際業務	44,496	44,943	47,682	55,276	57,323	2.7	3.7
研修	39,067	44,464	54,317	54,107	70,519	3.4	30.3
興行	58,359	64,642	64,742	36,376	21,062	1.0	-42.1
技術	20,717	20,807	23,210	29,044	35,135	1.7	21.0
就学	47,198	50,473	43,208	28,147	36,721	1.8	30.5
技能	12,522	12,583	13,373	15,112	17,869	0.9	18.2
企業内転勤	10,923	10,605	10,993	11,977	14,014	0.7	17.0
永住者の配偶者等	7,576	8,519	9,417	11,066	12,897	0.6	16.5
教育	9,715	9,390	9,393	9,449	9,511	0.5	0.7
教授	7,751	8,037	8,153	8,406	8,525	0.4	1.4
その他	170,999	182,547	190,858	209,964	210,898	10.1	0.4

出所：法務省入国管理局『平成 18 年末現在における外国人登録者統計について』2006 年

中で生活するケースが増えている。このような点から、外国人、特に『ニューカマー』といわれる新しい定住外国人の生活問題に対する対応が求められており、福祉の観点からもこれに対処できる方策を講じていく必要がある。

## 2. 外国籍住民を取り巻く環境と直面する課題

では、このように多様化した日本社会で、異なる国籍や民族、習慣、文化をもつ人びととどのように「ともに生きる」社会をつくることができるだろうか。ここでは、特に『ニューカマ

ー』といわれる新しい定住外国人の視点を中心に、彼らが直面する課題について整理していくこととする。

### 異文化への適応問題

近年の外国籍住民の長期滞在化・定住化により、彼らが生活する地域での問題や課題を抱えることが多い。例えば個人をとらえた場合、異文化に対する適応問題が起きやすい。それは日本での滞在目的や日本での生活に対する過度の期待、コミュニケーションの有無によって人そ

れぞれである。また同じ家族内でも、地域での生活に適応している家族のメンバーもいれば、ソーシャルネットワークが不十分であったり、言葉の壁などでなかなかなじめないといったメンバー内で抱える課題がそれぞれ異なることがある（大西、1998 a）。

さらに、地域コミュニティにそれぞれの慣習や規則などがある場合、情報提供や文化の違い、コミュニケーションの不十分さなどからなかなか理解することができず、騒音問題やゴミ問題といった地域住民とトラブルを起こすことがある。（武田、2005）

### アイデンティティの問題

母国の文化をそれぞれもつ外国籍住民にとって、アイデンティティの問題は深刻である。家族内でも母国の文化を大事にしたいと思う気持ちを持つ一方で、母国の言葉や文化について触れる機会が失われている子どもたちが成長し、世代間のずれも生まれてきている（宮島、2003）。また母国の言葉や価値観をすでに身につけアイデンティティが確立されている場合でも、社会が多様性の理解よりも日本社会への同化を求めていく場合、自らのアイデンティティを大きく揺るがしかねない混乱をきたすことがある。さらに母国語や母国の価値観を十分理解する機会を持つことなく、一方では日本での生活に適応しある程度の日本語が話せたり文化を理解できたとしても、高学年になるにつれてより難しくなる日本語や日本社会の複雑さからはじき出されてしまい、「どっちつかず」の状態がアイデンティティの危機を招くことがある。それにより社会不適応や精神的ストレスが高まることもある（佐藤、2006）。

また出身地によっては、日本人と変わらない風貌であるがゆえに、逆に日本の文化や生活習慣を理解しているであろうといった甘えや、勝手な認識を持たれやすかったりすることがある。それにより誤解が生じることも多い。

### 言葉の壁—コミュニケーションの問題

言葉の問題は、単にコミュニケーションの問題を招くだけではなく、地域でのインフォーマルなネットワークを形成するのに大きな障害となることがある。日本語が不自由であったり、話せなかったりすることで社会的孤立を生み、それが個々の自尊心などにも大きく作用する。また日本語でのコミュニケーションができないことから抑うつ的なこともある（本田、大塚、山家、加藤、中村、辻、阿部、2005）。外国籍住民の中には母国ではある程度のポストに就労していた人びともいるが、日本では日本語の能力が不十分なために、単純労働者として就労せざるを得ない事情もある（石河、2003）。昨今の外国籍住民の問題については、大都市の多様な外国籍住民が暮らす地域から、地方都市へと住民が移動しているケースもある。それは仕事を求めて移転したり、農村地区の過疎対策の一環として、外国籍の女性が嫁いでくることがみられる。その場合、日本の生活習慣や言葉を理解することができず、またその問題に対して母国語で相談できる援助を受けることもできず、孤立してしまうことが多い（桑山、1998）。

### 医療問題と住宅問題

外国籍住民が医療を受ける場合に、制度を活用できる十分な情報提供がされていなかったり、医療保険などの制度に対する理解が不十分なために、無保険で医療を受けなければならない場合が起きている。また医療を受ける段階で病気が深刻化してしまい、治療費や入院などの医療措置が長期化するケースも少なくない（大西、1998 b）。さらに治療や入院生活の長期化などで家族への負担も大きくなり、周りからのソーシャルサポートが得られにくい家族は、仕事や学校を休んで看病にあたることもある。

また、言葉の問題とともに医療のサービスが十分に受けられないことがある。母国語で説明できる医療関係者がいなかったり、通訳などのサービスを受けることが難しい現状がある。ま

た治療に対する文化的な考え方の違いなどで、治療自体がうまくできないケースもある。

住宅問題で大きな課題となるのは、不動産業者から不動産を借りることが難しいことが多い点である。あからさまな偏見や差別で、外国籍住民が不動産を借りることが困難な場合が多い。また生活習慣の違いなどから地域住民とのトラブルを恐れ、不動産を貸し渋る業者も少なくない。

### 教育問題

定住外国人の子どもたちにとって日本での教育は、その家族の滞在目的によって大きく影響される。「出稼ぎ」としての就労目的が主な滞在理由の場合、子どもたちを一家の労働力として借り出すケースも多く、十分な教育が受けられない子どもたちも多い。外国人子女については、日本での義務教育への就学義務を課していないため、家族の保護者が就学の希望を申し出ないかぎり、日本での子どもたちへの就学を確保することが難しいことがある。

日本での教育は同化主義的な傾向が強いため、日本語能力が十分でなかったり、日本での教育環境に慣れない子どもたちは、高学年になるにつれて学校の授業についていけず、不登校や非行になってしまうことも多い。また、母国語の能力をある程度得ている子どもたちがより日本語能力の向上を図っていくためには、かえって母国語そのものがマイナスの評価を受けることがあると指摘されている(石井、2003)。母国語の否定は、子どもたちの自尊感情とアイデンティティの確立に大きくかかわってくるため、最近では行政が NPO 団体等と組んで、日本語教育の強化とともに母語教育にも力を入れる取り組みが始められている。

このように外国籍住民に関する課題は、多種多様に分かれ、一様に外国人問題として取り上げにくい現状がある。また地域によっても大きく異なり、それに対する地域の取り組みも個々に行う必要があることを考えることが大切であ

る。

### 3. 多文化共生社会の構築に向けた動き

総務省による 2005 年の「多文化共生の推進に関する研究会」では、多文化共生の概念を「国籍や民族などの異なる人びとが、お互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義づけている。多文化共生社会の構築に際しては、行政も研究者や有識者などを中心として研究会を設立し、実現にむけた検討を行っている。総務省では 2005 年 6 月に「多文化共生の推進に関する研究会」を立ち上げ、多文化共生の推進に向けて、外国人住民全般に適用できる施策展開を図ってきている(総務省自治行政局「多文化共生の推進に関する研究会」2005)。

2006 年 3 月に発表された研究会報告書では、多文化共生を推進する上での課題と今後の必要な取り組みとして、「コミュニケーション支援」、「生活支援(居住、教育、労働環境、医療・保健・福祉、防災等)」、「多文化共生の地域づくり」の観点から具体的な提言を行った(総務省自治行政局「多文化共生の推進に関する研究会報告書」2006)。

また経済団体においても、外国人受け入れに関する提言を行っている。2004 年に経済団体連合会が行った提言では、「多様性のダイナミズム」と「共感と信頼」を具現化する観点から、日本が外国人を積極的に受け入れ、多文化共生の社会を構築するよう訴えるとともに、その具体的な方策を問題提起のかたちで提示した(日本経済団体連合会「外国人受け入れ問題に関する提言」2004)。

しかしながら、多文化共生社会への提案が強調されている一方で、外国籍住民に対する課題を「生活課題」として位置づけることがまだ十分ではないことが指摘されている(門、2005)。つまり外国籍住民に対して、「生活者」としての視点ではなく、労働問題や移民問題と

いった限定した形でとらえられることが多く、心理・社会面での支援を行う体制が整っていないという現状がある。

このような現状の中で、門（2005）は外国籍住民が抱える問題について「ソーシャル・インクルージョン」の概念を推進する必要があると述べている。外国籍住民の課題に展開できる「ソーシャル・インクルージョン」の概念とは、マジョリティ（多数派）とマイノリティ（少数派）を分けることなく、またマイノリティをマジョリティ社会に同化させるものでもないこと。さらに社会システム自体が変容していく必要があり、その上ですべての人のあらゆるニーズを満たせるようにすることとしている（門、2005 P. 247）。

さらに、外国籍住民とともに生活していくためには、外国籍住民のコミュニティ・エンパワーメントが大事であるとされている（武田、2005）。日本人主体で様々な活動がなされるのではなく、外国籍住民自らが活動に参加し、組織化を図っていく必要があるとしている。そのためには、地域の市民団体や国際交流協会などが側面的支援を行うことが期待されている。また外国籍住民のニーズを自ら把握し、それを発言していく機会を持つためにも、地域住民や行政などもきちんと受け入れていく必要があるとしている。このように外国人独自の問題としてとらえるのではなく、その地域の課題としてとらえ、地域全体で問題解決を目指すことで多文化共生への道の実現化が図られよう。

#### 4. 社会福祉養成教育における多文化共生アプローチの概念とその位置づけ

##### 日本における社会保障制度の現状

日本における社会保障制度には、「国籍条項」という長年にわたって日本国民を対象に制度を適用する歴史があった。やがて日本政府は、1979年に国際人権条約、1982年に難民条約を批准したことによって、ようやく「国籍条項」の撤廃が図られた。それまでは、在日韓国

・朝鮮人といた長年日本に暮らしながら、日本国内における基本的人権の保障の一つである社会保障制度にアクセスできなかった背景があったが、ここに来てようやく国民年金などの制度に加入できるようになった。しかしながら一部の在日韓国・朝鮮人の中には、年金が適用されていない人びともおり、大きな問題となっている。一方、医療保険や生活保護制度などは、在日外国人にとっては在留資格条件によって受給資格が規定されているため、日本に滞在し、生活を送っていても保険の未加入により医療などにかかることが極めて難しいケースが生じている。

このように在日外国人にとって、基本的人権の尊重が現実的になされていない日本の社会保障の現状や福祉制度について、福祉に従事する専門職がもっと関心を示す必要性があると思われる。そのためにも、福祉専門職の養成教育課程の中でどの程度多文化共生アプローチの概念や、その理解に向けた教育が行われているのか考えてみる必要がある。本章では、特に大学における社会福祉士養成教育課程の中で、多文化共生アプローチに対する概念と、多文化共生アプローチの理解の必要性をどのように位置付けているのか、社会福祉士養成におけるカリキュラムを主に検証していくとともに、今後の多文化共生アプローチの理解に向けた社会福祉養成教育のあり方を考察していくこととする。

##### 大学における社会福祉士養成教育のこれまでの経緯と現状

1987年に成立した「社会福祉士及び介護福祉士法」では、社会福祉士とは「社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。」と定義されている。その後福祉をとりまく環境も大きく変化し、今までの措置制度から契約による利用者本位のサ

ービスの提供に変わってきている。このように利用者を主体とする援助方法の変化に伴い、社会福祉法制のあり方について改めて改革が求められ、2000 年の社会福祉基礎構造改革では社会福祉士養成課程の内容について見直しが図られた。

なかでも近年の高齢者福祉や障害者福祉の分野では、介護保険法の改正や支援費制度の導入、障害者自立支援法の制定などによってめまぐるしく法改正が進み、福祉の分野における援助のあり方、法制度の理解、地域資源の調整や連携等といった社会福祉士としての役割や機能がより複雑化・高度化してきている。

このように多様化する社会福祉士の業務に対応すべく、社会福祉教育の発展とそのあり方については、2001 年に社団法人化された日本社会福祉教育学校連盟が福祉教育の向上に向けた取り組みを行っている。また、社会福祉士養成校としての教育の内容の充実と振興に努めている社団法人日本社会福祉士養成校協会では、これまでに福祉系大学等における社会福祉士養成のための指定科目や試験科目に一定の枠組みを設けて、さらに高度な知識や技術を身につけるために必要な科目を設置して、より幅広い分野での教育の展開を図っている。社会福祉士養成施設における現行の社会福祉士養成にかかる科目は以下のとおりである (表 3)。

社会福祉士養成にかかるカリキュラムに関しては、さらに 2006 年に「今後の社会福祉士養成教育のあり方について」-提案-を発表し、今後の様々な社会福祉制度や法律の改正や社会福祉の理念を鑑みた社会福祉士養成課程のカリキュラムの見直しとそのあり方を提案している。この提案の中では、今後の社会福祉士に期待される業務として、多様な社会サービスの間の調整 (コーディネート) を通して、利用者の問題解決を図っていくことを主とした直接的なサービスを提供していくと同時に、社会福祉に関するプログラムの運営や施設・機関の管理運営といった業務も行っていくことを目指してい

表 3 現行制度における社会福祉士養成にかかる科目～指定科目と教育時間数～

指定科目	教育時間数
社会福祉原論	60
老人福祉論	60
障害者福祉論	60
児童福祉論	60
社会保障論	60
公的扶助論	30
地域福祉論	30
社会福祉援助技術論	120
社会福祉援助技術演習	120
社会福祉援助技術現場実習	180
社会福祉援助技術現場実習指導	90
心理学	30
社会学	30
法学	30
医学一般	60
介護概論	30
時間数合計	1050

出所：日本社会福祉士養成校協会『今後の社会福祉士養成教育のあり方について』(提案) 2006 年

る。そのような業務を行う専門職の育成のためのカリキュラムや、養成教育における学校のあり方について見直しを図ることが重要視されている。

まず、見直しを行うにあたって、「目指すべき社会福祉士養成教育の目標」を以下のとおり示し、より具体的な目標設定を掲げている。

「目指すべき社会福祉士養成教育の目標」

1. 人権擁護と社会正義を使命とし、「尊厳の保持」に基づく利用者本位の支援を行える社会福祉の専門職業人として高い倫理性をもった人材
2. ニーズと資源をコーディネートし、自立



支援・就労支援を展開できる人材

3. 人々をエンパワメントできる能力をもった人材
4. 人々が必要とする社会資源を開発する能力をもった人材
5. 地域福祉を推進できる人材
6. 施設・機関・組織のマネジメントができ、スーパービジョンをする能力をもった人材
7. チームアプローチに基づき多様で幅広い分野で活躍できる人材
8. 福祉分野におけるリーダーとしての人材

(日本社会福祉士養成校協会「今後の社会福祉士養成教育のあり方について」-提案-2006)

そこからさらに、今日に求められる社会福祉士の養成の実現のために、3つのカリキュラムのモデル案を「今後の社会福祉士養成教育のあり方について」-提案-の中で提出している。

まず、カリキュラム改定案の第1モデル案については、より今の社会のニーズに対応すべく、現行のカリキュラムの指定科目にとらわれない形となっている。特にモデル1案においては、相談支援の視点を中心にカリキュラム編成が行われている(表4)。

次に第2モデル案では、第1モデル案と同様に今の社会のニーズに対応させたものであり、現行のカリキュラムの指定科目とはちがったカリキュラムの編成を行っている。そして特に社会福祉の構成という視点で作成されている(表5)。

第3モデル案については、現行制度のカリキュラムを活かしながら、より実践力を高めていくための視点を重視し、作成されている(表6)。

日本社会福祉士養成校協会より提出されたカリキュラム改定のモデル案から、どのような科目の中で多文化共生アプローチの理解のための教育が行えるか分析してみると、まず、第1モデル案においては、「支援の展開」の部門での「ソーシャルワークの方法・技術の展開」の中

で、「関連領域(保健医療・司法・教育・産業・国際協力等)におけるソーシャルワーク」が挙げられている。その中にもあるように、「国際協力等」という領域を具体的に明記していることは、大変意義深いものである。このように文言を明記することで、ソーシャルワークの領域が広範にわたっていることを理解してもらいきっかけにつながる。

次に第2モデル案をみても、カリキュラムの科目の中に、「国際協力等」といった多文化共生アプローチにおける関連領域が具体的に明記されていないが、「第2モデル案の考え方」にも示されているように、「社会福祉士が支援を展開する上で重要となる視点」とされている「原理部門」の「生活支援論」の群に該当するのではないかと考えられる。ここでは、特に福祉サービスの対象者に外国人も含まれること、そしてそこから支援のあり方について考えるきっかけが生まれるのではないかと予想される。

最後に第3モデル案についてであるが、現行制度の科目を調整していることもあって、今のカリキュラムと極めてよく似ている。しかしながら、モデル案の背景にもあるように、実践力をつけていくための強化がなされていること、また「社会福祉援助技術論」の科目の「関連領域(医療・保健・司法・教育・産業等)における相談援助」の中で、多文化共生アプローチについて学ぶ機会が与えられるのではないかとと思われる。どのカリキュラムの改定案にせよ、多文化に対する繊細なアプローチができる人材を育成していくためのカリキュラム編成の必要性を強調していくことは大変重要である。

### 社会福祉養成教育における多文化共生アプローチの必要性と今後のあり方

現状の社会福祉士養成教育の中では、多様な文化的背景をもつ人びとを対象とするソーシャルワークに関する科目がほとんど設置されていないことが理解できる。実際の日常生活におい

表 4 社会福祉養成課程にかかるカリキュラム改定案 第 1 モデル案

部門	群	科 目		時間
人と社会システムに関する基礎的理解	身体と心のしくみ	医学の基礎知識		30
		ケアの原理と方法		30
	社会システムの理解	人の心の理解と心理学的支援		30
		社会・組織の仕組みとその理解	選択必修 1 科目	
		法の体系とその理解		30
支援の基礎	原理の理解	社会福祉の原理		30
		社会福祉の専門職と社会福祉サービス		30
	サービスに関する基礎的理解	地域を基盤とした社会福祉サービス		30
		社会保障の制度とセーフティネット		30
		介護保険制度		30
		社会福祉の行財政と経営		30
		雇用対策と就業支援	法制、サービス供給システム、行財政の理解 事例研究と見学実習によるしくみの理解	30
	ソーシャルワークの基礎	ソーシャルワークの共通基盤		30
		ケアマネジメント		30
		福祉サービスのクオリティ・コントロール		30
		ソーシャルワークの基礎演習		30
	支援の展開	生活の理解と福祉サービス	高齢者の生活理解と福祉サービス	生活の理解、法制、サービス供給システム、行財政の理解、事例研究
障害者の生活理解と福祉サービス			生活の理解、法制、サービス供給システム、行財政の理解、事例研究	60
児童と家庭の生活理解と福祉サービス			生活の理解、法制、サービス供給システム、行財政の理解、事例研究	60
生活困窮者の生活理解と福祉サービス			生活の理解、法制、サービス供給システム、行財政の理解、事例研究	60
ソーシャルワークの方法・技術の展開		社会福祉調査法		30
		ミクロソーシャルワーク		60
		マクロソーシャルワーク		60
		関連領域（保健医療・司法・教育・産業・国際協力等）におけるソーシャルワーク		30
		ソーシャルワーク	ミクロソーシャルワーク演習	90
		ソーシャルワーク	マクロソーシャルワーク演習	60
		ソーシャルワーク現場実習		360
		スーパービジョン／実習指導		90
3 部門	7 群	28 科目		1,530

〈第 1 モデル案の考え方〉

- 人と環境との交互作用に着目し、3つの部門に分け、社会福祉士が支援を実践していく上での基礎的理解として「人と社会システム」を部門とした。そこから、専門的な支援を実践していくために必要となる知識と技術に関する部門として「支援の基盤」「支援の展開」を位置付けて整理したものである。
- 支援の基盤には、原理、サービス、ソーシャルワークについての理解を位置づけ、とりわけ、ソーシャルワークについては、共通基盤、ケアマネジメント、サービスのクオリティ・コントロール、基礎演習を配置した。
- 支援の展開についての特徴は、対象の生活理解と福祉サービスの関連や事例研究を学ぶとともに、方法・技術群において、社会福祉調査法、ミクロソーシャルワーク、マクロソーシャルワーク、関連領域におけるソーシャルワークを科目としている点である。
- 社会福祉原論を分け、従前の原論に該当する部分と、専門職としての倫理・価値等を教授する専門職論を新たに設定した。これは、社会福祉士という専門職像を明確化し、専門職業人としての社会福祉士のアイデンティティを修得させるため、実践から導いたエビデンスに基づく養成教育を行うことを意図している。
- ソーシャルワーク基礎演習（30 時間）を新たに設定した。対人援助を行う上での基本的態度や基本的コミュニケーション・スキルを身につけるためのものである。基礎演習を履修した上で、応用演習を行うことを原則としている。

出所：日本社会福祉士養成校協会『今後の社会福祉士養成教育のあり方について』（提案）2006 年

表5 社会福祉養成課程にかかるカリキュラム改定案 第2モデル案

部門	科 目	時間
原理部門	社会福祉の原理	30
	生活支援論	30
システム部門	社会福祉法制論（社会保障論／社会福祉法／後見制度／権利擁護）	60
	社会福祉供給システム論（福祉資源配分／供給組織／供給原理／供給形態）	60
	社会福祉財政論（福祉財政の構造／財源調達方式／支援費支給／自己負担）	60
	社会保障論（雇用・年金・医療・介護保険／社会手当／公的扶助）	60
	福祉サービス論（地域福祉型福祉サービス／支援機関／調整連絡／組織化）	60
対象論部門	児童の生活とその理解	30
	障害者の生活とその理解	30
	高齢者の生活とその理解	30
	地域社会の組織と行動	30
方法論部門	社会福祉援助技術論（調整媒介論／直接的支援論／地域支援論／事例研究法）	300
	社会福祉援助技術基礎演習	60
	社会福祉援助技術応用演習	120
	社会福祉援助技術現場実習	360
	社会福祉援助技術現場実習指導	90
連携部門	介護の理論と技術	60
	医学一般	60
計5部門	計16科目	1,530

〈第2モデル案の考え方〉

- 第2案は社会福祉の構成という視点に着目して作成したものである。
- 現行の指定科目は、社会福祉六法の枠組みを基礎として、そこでの「相談援助」業務を想定したものである。従って、分野や制度を柱として構成されており、社会福祉士のコアとなる役割や機能は不明確であった。そのため新しい社会福祉士の業務から、何が社会福祉士養成教育に必要なかを考え、「原理」「システム」「対象」「方法」「連携」の5部門に再編し整理したものである。
- 生活支援論を原理部門とし、社会福祉士が支援を展開する上で重要となる視点として位置付けた。また、システム部門については、社会福祉供給システム論と社会福祉財政論を新たな科目とし、対象部門では対象の生活の理解にとどめている。
- 従前の介護及び医学の領域を連携部門として設定した。

出所：日本社会福祉士養成校協会『今後の社会福祉士養成教育のあり方について』（提案）2006年

て、多様な文化的背景をもつ外国人が日本で定住し、それに伴うさまざまなサービスの提供が求められているにもかかわらず、いまだに社会福祉士を養成する教育課程には、そのことがあまり認識されていないことがうかがえる。

一方、多文化共生社会の推進を目指して行政もようやく動きだし、総務省による2006年の「多文化共生の推進に関する研究会の報告書」の中でも、文化や言語のちがいに配慮した医療・保健・福祉の分野におけるサービスの提供の必要性を掲げている。さらに、この報告書の中心

では、具体的に「より専門性の高い相談体制の整備と人材育成」を強調し、外国人住民が抱える生活問題や、コミュニティワークを行う「多文化ソーシャルワーカー」といった専門性の高い相談業務を行うことのできる人材の育成が必要であると述べている。

## 5. 今後の課題

日本社会福祉士養成校協会の「目指すべき社会福祉士養成教育の目標」の中に、「チームアプローチに基づき、多様で幅広い分野で活躍で

表 6 社会福祉養成課程にかかるカリキュラム改定案 第 3 モデル案

指定科目		教育時間数
社会福祉原論		30
社会福祉専門職論		30
老人福祉論	生活の理解、法制、サービス供給システム、行財政の理解	30
	事例研究・見学実習等	30
障害者福祉論	生活の理解、法制、サービス供給システム、行財政の理解	30
	事例研究・見学実習等	30
児童家庭福祉論	生活の理解、法制、サービス供給システム、行財政の理解	30
	事例研究・見学実習等	30
社会保障論		60
公的扶助論	生活の理解、法制、サービス供給システム、行財政の理解	30
	事例研究・見学実習等	30
地域福祉論	生活の理解、法制、サービス供給システム、行財政の理解	30
社会福祉援助技術論 ・社会福祉調査法 ・マイクロマクロソーシャルワーク ・スーパービジョン ・関連領域（医療・保健・司法・教育・産業等）における相談援助		330
社会福祉援助技術演習Ⅰ（基礎演習）		60
社会福祉援助技術演習Ⅱ（応用演習）		120
社会福祉援助技術現場実習		360
社会福祉援助技術現場実習指導		90
心理学	1 科目選択必修	30
社会学		30
法学		30
医学一般		60
介護概論（介護の制度と理論・技術）		60
時間数合計		1,560

〈第 3 案の考え方〉

- 現行指定科目を調整し、演習・実習を強化したものである。
- 時間数は、現行 1,050 時間に社会福祉援助技術論 210 時間増、演習（基礎演習）60 時間増、実習 180 時間増、公的扶助論 30 時間増、介護概論を介護保険論とした。なお、心理学と社会学は、いずれか 1 科目選択必修としている。
- 高齢者福祉論・障害者福祉論・児童家庭福祉論・公的扶助論の時間数を分け、事例研究・見学実習等が行える各 30 時間を設定した。これは、社会福祉援助技術演習や社会福祉援助技術現場実習を補完・充実させるための方策として、これまでの講義中心の内容に加えて、現行の分野論で事例研究・見学実習等を行うことにより、実践的な教育を行うことを意図している。
- 公的扶助論は、現行では 30 時間となっているが、生活保護制度における自立支援プログラムの実施や就労支援に関し、今後、社会福祉士が担うべき重要な業務と考えられるため、他の高齢者福祉論等と同じ 30 時間増 60 時間とした。ハローワークなど、実習指定施設以外における事例研究や見学実習等も想定しており、今後、労働行政における社会福祉士の活用も視野に入れたものである。

出所：日本社会福祉士養成校協会『今後の社会福祉士養成教育のあり方について』（提案）2006 年

きる人材」を目標として掲げていることは、これからの福祉のニーズの多様化、サービス利用者の多様化を考えると大変意義のあることである。これらの多様性に社会福祉士が迅速にかつ適切に支援していくためにも、養成課程にかかる学問の一環として、多文化共生アプローチの理解に向けた教育を重要視していく必要がある。多文化共生アプローチの教育を推進することで、多様な文化的背景を理解することはもちろんのことである。しかしながら、福祉における多文化共生アプローチの理解に向けた教育にとって何よりも大事なことは、福祉のサービスを受ける対象者は、われわれが考える「日本国民」に限らないということ、そして全人的な支援を行っていくという視点を養うことが必要である。これからの福祉は、サービス利用者の多様化もさることながら、専門職として従事する援助の専門家にも多くの外国人が労働力として求められてくる時代が到来してくる。一緒に働く「メンバー」の中に、外国人が一緒になることもこれから増えてくると思われる。福祉にも「国際化」「グローバル化」の波が押し寄せてきていることをわれわれも十分に認識すべきである。

#### 参考文献

- 石井由香「移民の居住と生活－現状と展望」駒井洋監修 石井由香編著『移民の居住と生活』明石書店 2003年  
石河久美子『異文化間ソーシャルワーク』川島書店 2003年

- 大西 守編著『多文化間精神医学の潮流』診療新社 1998年 a  
大西 守「在日外国人のメンタルヘルス（問題点）」高畑直彦編『臨床精神医学講座 第23巻 多文化間精神医学』1998年 b  
門 美由紀「インクルージョンの視点からみた外国籍住民への生活支援」『ソーシャルワーク研究』Vol. 30 No. 4 2005年  
桑山紀彦「在日外国人のメンタルヘルス対策の実際」高畑直彦編『臨床精神医学講座 第23巻 多文化間精神医学』1998年  
佐藤郡衛『国際理解教育－多文化共生社会の学校づくり－』明石書店 2006年  
武田 丈「外国人と地域社会－エンパワーメントと参加型まちづくりをめざして－」安保則夫、細見和志、武田 丈、池埜聡編著『クロスボーダーからみる共生と福祉－生活空間にみる越境性－』ミネルヴァ書房 2005年  
本田 暁、大塚公一郎、山家那章、加藤 敏、中村好一、辻 恵介、阿部 裕「在日日系ブラジル人における精神障害の文化的社会的リスクファクター」『日本社会精神医学雑誌 第14巻1号』2005年  
宮島 喬『共に生きられる日本へ－外国人施策とその課題－』有斐閣選書 2003年  
総務省自治行政局『多文化共生の推進に関する研究会』2005年  
総務省自治行政局『多文化共生の推進に関する研究会報告書』2006年  
日本経済団体連合会『外国人受け入れ問題に関する提言』2004年  
日本社会福祉士養成校協会『今後の社会福祉士養成教育のあり方について』（提案）2006年  
法務省入国管理局『平成18年末現在における外国人登録者統計について』2006年